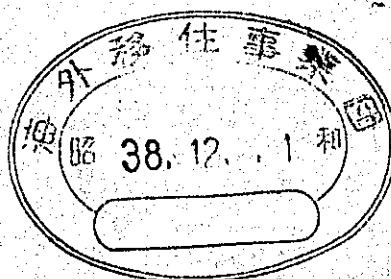


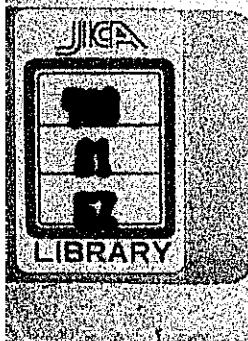
6 19

パラグアイ国における農業改良五箇年計画

1962年11月



日本海外移住振興株式会社



國際協力事業團

受入 月日	'84. 8. 20	708
		81
登録No.	13226	EZ

JICA LIBRARY



1034631[0]

パラグアイ国における農業改良五箇年計画

パラグアイ国農牧省及び中央銀行共同作業

1962年6月6日

1962年6月15日アスンシオンにて

外務大臣

ドクトル・ラウル・サベナ・バストール閣下

拝啓　書翰をもつて啓上致します本書に添付してパラグアイ国農業改良5箇年計画を御送付申上げます。

本計画は農業融資のための\$4,000,000及び森業融資のための\$2,000,000を包含するもので、これらは已に米州開発銀行によって承認されました。

本計画には、社会的進歩のため米州開発銀行に提出された\$5,000,000の申込を含んで居りません。

本省は、本計画が承認されるにおいては、当国の農業生産は現在の水準を越えるため強力な刺戟をうけ、農民大衆の収入を増大し及びその生活水準を改善するものと解します。

関係筋を通じ、本計画が北米合衆国に送付されることを、閣下に御依頼します。

敬　具

農牧大臣

ドクトル・エセキエル・ゴンサーレス・アルシナ

パラグアイ国の農業改良 5 箇年計画

1. 序 論

1. 概 観

パラグアイ国は、157,047平方哩の面積及び1,800,000の人口（1961年）を有する美しい農業国である。当国は過去において、製鉄所を維持開発したことがあつたが現在商業的に鉱山資源を開発していない。完全な地質学的研究の欠除、世界市場に対する距離、専門的知識及び資本の少ないことは、国の工業的発展を阻み、かつ、その経済的発展のために少なからず農業に依存せしめる要因となつてゐる。

1950年～1960年の期間、国内生産総数に反映された財産及びサービスの生産コースは、増加率のやや大きかつたある年を除き、人口の増加より少なかつたことを現わしている。

1950年～1960年期間中の1人当たり生産及び収入は、米貨約100弗を維持し、パラグアイ国を初步的発展の分類の中におき、米州の生産及び収入の最も低い水準の国の中に位置せしめている。1950年に対する1人当たり総生産及び収入の\$103及び\$94及び1960年に対する\$118及び\$106は、その経済の緩慢な成長率を示してゐる。

内国総生産の主要構成分子として農牧部門を特別に考慮すれば、今期間中、漸減的な貢献を表示している。事実、この部門は、1950年には内国生産の44.5%を表わしていたものが、その後の年には、引き続き下落を示し、1959年には国民生産の僅かに39%を担当するに至つた。この下落は、1960年にも維持せられたが、一方1950年の比率は僅かに

1952年及び1955年にのみ上まわつた。

農村人口の1人当たり平均表示の生産について言えば、その全貌は全様にその低い増加率によつて特徴づけられた、即ち1950年の金額は、\$75に達したが、1960年には\$76を記録した。農業は、1952年及び1954年において内国総生産の28%を占めたのち、1959年～60年には20%に下落した。

最近15箇年の農業生産は、停止して居るが、ある種類の産物が顕著な低下を示した反面、他の種類の産物は著しく増大した。併し、一般的には、すべてのものは、世界市場において、著しい価格の下落をうけた。この価格の下落は、ある種の産物において、玉蜀黍、棉花等の余剰輸出農産物に影響したが、その他の全農産物、例えば煙草、桐油等には否定的で生産大衆の失望を招いた。この価格下落の平均は、1955年～60年の期間において40%であつた。

牧畜業は、国内総生産の16%に当り、この割合は、1960年以降その水準を維持した。家畜の数は、数年前より5.5乃至6百万頭の台を維持してきた。内国生産及び工業用の年間屠殺数は10乃至12%の間を上下し、このことは年間繁殖率と合致し約600,000頭である。

森林開発に関しては、国内総生産に対する寄与において、全様に減少傾向を示して居りこの低減は、1952年、1953年及び1959年において益々強まつた。

常時において、当国の輸出総額の約30%を受持つていた。森林開発は、最近年に価格低落の影響をうけ、国外への販売が停頓した。増大価格で輸出を可能ならしめるため、その工業化を奨励することは、政府の方針である。

一方、パラグアイ国の人団は、年間2.3%の割で増大しているが、その

経済は1人当たりの国民収入の面では事実上停止して居り、ある部門では顕著な低落が見られる。失業及び就職の機会の欠陥は、高い数字を示し益々増加している。

輸出は、その価格において減少したに反し、輸入は数量及び価格において著しく増大した。この事は国際収支において大きな困難を来たした。貨幣の価値は国際通貨基金の操作を通じて、最近6年間比較的に安定を保つたにも拘らず、1950年に有していた価値の約20%にすぎなかつた。第2章に示された諸表は、図表的に農産物、輸出、輸入及び人口の動態を表示している。

これを要するに、パラグアイ国の経済機構の展望、特に農牧及び林業生産部門の進展並びに概括的に述べられた考察を総合するに生産は、人口の増加に追随出来なかつたばかりか上まることは勿論出来なかつたことが結論される。

2. 見 通 し

上述及び第Ⅱ章の図表の示す通り、パラグアイ国の経済は、現在困難な状況にあるに拘らず、パラグアイの経済問題は困難ではあるが、解決可能なものであることは明かである。

当國は極めて肥沃で、殆んど利用されていない広大な地域を有している。人口の集中している地帯の地味は永年使用のため、低減したが、これらの土地は、より良い農業方式及び肥料の使用により改善出来るものである。

その気候は、一般によく分布された適度の雨と植物の成長期の長い時期とを兼ね見て良好である。

国内には人種問題がなく、人々は生活水準を改善することに極めて意欲的である。さらに政府は、特に最近年において全国の経済条件を改善する

ことに努力したが、その努力は財政上の困難により妨げられた。

上記の情況を勘案するに外國からの技術援助及び財政援助により与えられる実効的な金額の投資をもつてすれば、パラグアイ国の農業經濟は、自給自足の相對的な繁栄の期に入り、及び人口の増殖に勝る比率で進歩し、生活水準を改善するに至ると確信をもつて予言することが出来る。

II 統計

人口(単位 1,000)

1941年	1,137
1959年	1,714.
1960年	1,751
1961年	1,809

1950年の国勢調査に基いた公式の計算は、1961年の人口を
1,809,000と表示している。1962年には、1,850,000に達するも
のと見込れている。

畜牛(単位 1,000頭)

1941年／45	3,730
1954年／58	3,703.
1959年	3,666.
1960年	3,689

上記統計は、公式の数字である(バラグアイ肉公団)。この統計は、畜牛の買入割当決定のため、牧畜業者に対して、その保有頭数の宣誓申告を要求した際蒐集したものである。

従つて正確さを欠いて居るもので、実数は5.5乃至6百万頭の間である。

III 生産増加を阻む要因

1. 土地の保有

パラグアイ国の農民の約50%は、その耕す土地の所有者でなくして、彼らは占有者として分類されている事実は、生産の増大及び農村の生活手段改善に対する重大な障害となつてゐる。このグループに属する人々の大部分は、國家か、個人に属する土地を単に占拠しているにすぎない。そこに丸太と泥で小屋を建て、その自活のためにのみ、全地の小部分を耕作し地味がやせて來、小屋が崩れたとき、他の場所で同じことを繰返すためその占有地を放棄する。

政府は、かかる状態が矯正されねばならないことを認め、1960年に10,000ヘクタール以上の土地の義務的な比例分割法及び事実上の植民及び市街地法を公布した外、現行農地法に従い、農地改革院の手の下に農民に対する土地の配分を強力に進めている。

上記法律の前者により、大農地を攻撃しているが、所有権は冒かされることがない。何となれば土地所有者は、当國に於て一般に容認されている相場、期限及びその他の条件で全法の規定により売却された土地の代金を受取るからである。（法律第662号第1条、第6条及び第9条）

事実上の植民及び市街地法は、農民のグループによる私有地の恒久的占有の社会的事実に法的な安定性を与えたものである。もし個人的秩序において、現所有者のための所有権の30年の取得時効が認められるとするならば、社会的秩序において、この期間を20年に短縮することは正当であると論断される。併しながら、現所有者は上記法律と同じ条件で、規定された平均地価の支払をうける権利を保留している。（法律第622号第1

2. 7. 8. 条)

農地法の適用に関しては、農地改革院は、最近5ヶ年間に、前もつて収用し、本日迄に全部賠償した私有地、または国有地を分割して20,000家族以上に農地を分配した。この要件（収用、賠償）は、不動産登記所における登記を取消し、最初に農地改革院の名義に次いで農村の新しい所有者の名義に新登記を行うために欠くべからざるものである。

2. 不十分な融資

融資日本の欠乏のため、国内には農民が、その生産を増大し得るためのクレジットが全く欠けている。市中銀行は農民に融資をしない、たまに大農場地主に便宜を与える。これらの銀行は、むしろその資金を、短期間に回収確実で、収益のある商工業部門に流している。

農業金融公庫は、資金の欠乏により営業を停止するであろう。この事実は、營農資金の不足により農民の困難を益々増大させるであろう。最近年に農業資金が、実質的に減少したことは、明かである。時には商人が農民に融資することがある。併しこれは法外な利息で、収穫が行われるや否や、買手の欲する値段でその農産物を先渡さざるを得ないものである。度々収穫後60日で、農産物が生産者の手を離れるや否や、その値段は騰貴する。

3. 生産に必要な品物に課せられた輸入税

図表Ⅲに示される通り、農民がその生産を増大するために、不可欠的一切の商品は高率の税金をもつて課せられている。これらの税金は、その商品の価格を高める結果、その不可欠商品の一部のみが実際に利用されている。他は非経済的であるからである。具体的な事例によれば、作物の病害虫は少くとも農産物の30%を破壊しているが、殺虫剤及び消毒剤は高い

税金を課せられているので、ごく少しづしか使用出来ないことが伺がわれる。

さらに、パラグアイ国の各種のタイプの土壤の大部分に生長する作物は、少しおもい化学肥料にも良い結果を挙げているにも拘らず、その高い税金のため殆んど使用されていない。

4. 農産物の輸出税

大多数の国においては、農産物の輸出は政府により補助されているに不拘るが、パラグアイ国では、図表IVの示す形式で課税されている。この政策はパラグアイ産物を世界市場で競争出来ない立場におくこととなり、輸出の数量を減少せしめている。この税率を漸次減額してゆくため研究がなされている。

5. 国内価格の統制及び販売の規則

国内には、自由為替及び自由貿易制度が行われているが、政府は隨時小麦、肉、砂糖の基本価格を制定していることを認識せねばならない。このことは価格の厳しい統制を意味しない。

6. 高い運賃コスト

高い国内及び外国運賃は、不当にかつ生産者の損害において商品価格の高い割合を吸収している。

7. 商品化

農産物の商品化のための不安定な組織を強張することは、興味あることである。中間商人は、農産物価格の大部分を吸い上げ、ごく小さな割合だけを生産者に残している。農民に対する金融援助の不足の重なる帰結であ

る。

8. 技術能力の不足

技術能力養成の不足は、また生産者にとつて、非常な不利な点である。

適当な援助なくして、近代的な改良された技術を利用することが出来ない。

上述の凡ての要因は、合せて有能な農民に対しても不利な状況を作りあげている。かくて農民は何らの奨励をも有しないので、その生産の増加から殆んど何らの利益を受取ることが出来ない。

これらの全部を合せて考えて見れば、パラグアイ農民が後記の図表の示す形式で生産をあげていることは、驚嘆に値することである。その価格に関して、パラグアイ農民がおかれている不利な状況の図表的概念を得るために、後掲の図表Ⅲを参照されたい。

IV パラグアイ国政府の採用せんとする国内施策

パラグアイ国政府は、自立及び内閣改革の厳しい方策を採用することを準備中である。これらのステップは、財政的、社会的及び政治的理由により実施することが困難である。これらの決定が欠くべからざることを出来るだけ短期間に内に採用せねばならない。

1. 土地保有制度の改善

パラグアイ国政府は、上記第Ⅲ章第1項に説明した条件を早急に改善するため開始された措置を強力に推し進めている。この点に関し一切の必要な決定を行う確固たる目的を有して居り、政府は、この目的達成のための助言と技術援助を要求する予定である。

2. 生産に必要な商品の輸入税の軽減

政府は、生産増強のための不可欠の商品の輸入に課せられる税金を選択的に低減し、必要なかつ可能なる場合には、これを廢止するため最大の努力をなすであろう。さらに種子、肥料、殺虫剤、獸医用々品に課せられる税金及び為替付加金の外、針金、トラクター、農機具、家禽、飼育用及び繁殖用動物の輸入に課せられる税金の廢止に努力するであろう。後掲の図表Xには、上述の効力のため不可欠と考えられる商品、数量及び税金並に税金の低減が表示されている。

3. 特定農産物に対する輸出税の軽減

生産を振興し及び競争に堪える条件で主要農産物の輸出を容易ならしめ

るため政府は、これら産物の輸出に対する賦課金を低減し、究極的にこれを廃止する方策を探るであろう。原産品の国内での加工を奨励する目的をもつて、輸出税の軽減は原始的な形態での輸出よりは、製造品に対して多くあるべきと考えられる。

国際市場における競争は減税の効力のため慎重に考慮されねばならない。パラグアイ国政府は輸出に対し及び国の農畜産発展のため、不可欠の商品の輸入に対する税負担を廃止することを望んで居ることを明かにすることは、時宜に適したものであろう。併しこのことは現在の税法の再編成を要し、そのためにはその整理期間中国家予算の均衡を維持することを許し、及び国庫の赤字の一般経済に対する有害な効果をさけるが如き外国からの1時的財政援助を得ることが必須要件である。

後掲の図表Ⅳにおいて輸出商品、その価格及び1960年の税金並びに適當と思われる減税を表示している。

4. パラグアイ国政府は、現行の自由貿易に合致した前政権の内国価格統制の最後の欠点、及び現行の販売規則を廃止することを目的とした施策を採要するであろう。

5. パラグアイ国政府は、中間商人ではなくして生産者が、輸出税の軽減により、利益を受けることを確保するため適當な施策を採用するであろう。

その内には、農業活動における競争を奨励し、それによつて、生産物を販売し得る産業組合を奨励するの作業を包含するものとする。生産及び販売に対する適當な融資は（第5章に示された形式においての）また合理的な水準において、農産物の価格を維持し収穫時における生産物の値段下落をさける助けになるであろう。

6. 国家収入の予算配分においては、農業の改善及び育成に当てられる投資に、より多くの割合を振り向けるであろう。

図表第2に見られるとおり、農業活動は今日でも国家経済機構の基本的支柱の1つであるけれども国家予算の通常賃金の2.4%が、この目的のため当てられているにすぎない。この比率は、来る5箇年間に少くとも4%迄高められねばならない。

7. 政府は、出来るだけ特に輸出入に関する脱税を回避し、または少くするため公祖の徵収事務所の組織を改善するため断呼として、その努力を続けるであろう。全様に出来るだけ免税の廃止、または縮少のため適当な方策を採用するであろう。

8. 奢侈品の輸入に課せられる税金は、適当な水準におくため改訂せられてその増税が脱税を奨励するが如き逆効果を来さない様にする。

税金の軽減、または廃止は、年間約\$2,000,000に上ることは、可能であるが、またこの数字は第7項及び第8項にすいせんせられた方策により高い割合で補てんされることはある。

また、国庫の収入の予想される減少を補てんする目的をもつて、対外債務の毎年の償還及び利子の支払を低減するため國家の外債債務満了期間の延長を請求するであろう。

直接国庫の負担となるこれらの年間支払金額は、現在約\$1,600,000に上つて居り、少くともその半額に減少すべきである。

9. 経済開発計画を立案する企画技術局を指揮するため 1962年4月17日長官が任命せられ、その他のメンバーは現在選考中である。

V 農業改良計画

1. 技術援助

農業改良計画の1部分として、欠くべからざる技術援助計画は、1963会計年度計画書に評記されている形式で拡大されねばならない。

本計画書は、昨年12月AID/Wに送付せられたが、農業部分は次の如く要約することが出来る。

(1,000\$単位)

526-A-10-A	農業共同組合費	167	473	373
526-A-19-AB	管理費	41	42	42
526-A-11-AC	農業奨励及び生産	-	143	188
526-A-14-AD	融資、協同組合及販売	-	28	62
536-N-11-AE	農業教育	50	42	24
526-B-17-AA	農業拡張及び広報	53	-	-
終了	牧畜改良	26	-	-
"	造林	13	21	26
"	農業改良	24	-	-
	計	374	749	715

2. 復興資金

生産用融資金、農民及び牧畜業者に生産に必要なクレデットを与えるためには、\$20,000,000 の資金を要し、5年間に次の様に配分されるものとする。

第1年	6.0	百万弗
第2年	4.0	

第3年	4.0	百万弗
第4年	3.5	
第5年	2.5	
合計	20.0	

3. 貯蔵及び販売

農産物の貯蔵及び販売のため必要な資金は全部で \$5,000,000 を必要とし次の様に配分されるものとする。

第1年	2.2	百万弗
第2年	1.0	
第3年	1.0	
第4年	0.5	
第5年	0.5	
合計	5.2	

4. 輸入の要件

農業生産のため必要な輸入を行うためには、\$12,500,000 を要し、次の形式により配分されねばならない。

第1年	2.5
第2年	2.5
第3年	2.5
第4年	2.5
第5年	2.5
合計	12.5

5. 土地の改良、保有及び農地改革

定住したばかりの農民が必要とする生産用資金は、本章の第2項（復興資金）に、この目的のため、配分された金額から許与せられるものとする。

入植された地帯の研究、測量、境界設定及び不動産登記所の再組織には、利息を含まないで次の資金を必要とする。

第1年	50	(1,000 弁)
第2年	50	
第3年	100	
第4年	100	
第5年	200	
合計	500	

この部門における他の必要資金は、未開発地帯に出入し得る道路及び現在市場迄出口を有しない農業地帯における支線の建設である。従つて道路の建設は改良計画の交通に関する項で検討することとし、これは現在準備中である。

6. 農園から市場迄の道路

農産物の販売を援助し、運賃を引下げ種子、肥料、殺虫剤等の如き、生産に必要な物資の使用を奨励するためには、農園から市場に行く道を提供せねばならない。従つて、USAID/Pは、農園から市場に行く道路の建設を目的とした10年計画を立案中で、この計画は全国を包含し、近くAID/Wに提出せられる。この道路計画は、農業改良計画の一環であり、農業上からみた運送の必要性を優先考慮する。

7. 家畜及び作物の病虫害駆除

技術援助計画に述べられたところ及びこの種作業に必要な器械の輸入税
廃止に関するところは、別に病虫害駆除計画に対しては特に資金を配賦し
ていない。現在試験的にウサウ蟻撲滅運動を展開中である。この運動で実
現された経験は、この種のもつと広い計画を行う必要性を明かに示してい
ることが伺われる。さらに今後行われる研究は全国的な規模においてより
は、地方的な規模において、他の全種計画を立てる必要を示すことが出来
る様になるかも知れない。

8. 復興資金に対する銀行活動

巴拉グアイ国政府は、巴拉グアイ銀行を完全に再編成した。この銀行は
現在内国勧業銀行と呼ばれ、米州開発銀行より 3 百万弗を借り入れた。
本銀行の取引は米州銀行の役員により監督されている。

以前には、Sticac により設立せられた金融機関が有効な機能を發揮した
が、その任務達成後政府に移管された。

最近、Sticac により招へいされた農業融資専門家が、小農のなやんで
いる融資不足を確かめたのち、小農に対する管理金融の重要性を強張した。
そして、生産及び小農機具に対し、クレデット供与を目的とする独立機関
の設立を勧告した。

ブンタ・デル・エステ協定の結果として、巴拉グアイ国政府は、緊急計
画として、農業クレデットに当てるため、\$4,000,000 森林及び造林計
画のため、\$2,000,000 の借款を申込んだ。

独立機関の設立は、もつと後になつた方が好ましいところではあるかも
知れないが、現在の緊急な必要性は上記借款が供与された場合には、上記
借款を管理するため、現段階においては、内国勧業銀行の如き、既設の機
関のサービスを利用する方が好都合であろう。この点については、説明

的な会談が行われ、既存の管理金融の機関の有効な構成分子、例えば要員、及び業務方法等を保存して、内国勧業銀行の新部局に移管することの便益につき、予備的意見一致に到達した。現在交渉が行われているので、結論に達し次第追加報告を送付するであろう。いづれにしても復興資金は、厳重に統制し及び承認された銀行手続に従つて管理されねばならない。

VI 可能性

上記の期間内に高度の可能性が打出されたが、その詳細は以下に要約され
てある。可能性のレベルは、非常に高いものであるけれども、研究によれば
上述の改良計画を持つて達成出来ることが示されている。

1. 生産及び輸出の増大

1958年から1960年迄の3ヶ年の期間をベースとして探れば、生
産は、本計画が実施に移される時から、毎年10%づつ増大して行き、5
ヶ年間に50%に達することを信ずることが出来る。この期間内に人口は
恐らく14.8%増加するであろうし、及び栄養状態は、ある種食糧品の消
費例えは果物、野菜、牛乳製品、及び家禽の消費が改善されるにより、生
産増加の35%は、国内で消費され、35%は輸出余剰品として残される
計算である。図表IV及Vを参照されたい。

然しながら、肉生産の増大は、農業生産の増加より、はるかに緩慢であ
ると予測され、年間増加4%，5ヶ年間に20%と推定される。然しながら、
銅育場が創設され、徐々によりよい牧畜方法が採用されるに従つて增
産が実現される程度迄改善されるものと期待される。

従つて、現在の非常に高い1人当たり消費が変更せられないで維持せられ
るものと期待される。また食生活が変化せらるるであろう。この様にして
肉生産の増加分は、輸出のため利用することが出来るであろう。

また、林産物の増加は急速に増加し、この増加は、5ヶ年の期間内に約
50%に達するものと期待されている。現在製材所及び切出場において製
材及び丸太の大ストックが販売されないままに残つている。林産を制限す

る最も重要なファクターの1つは、内外の市場である。

2. 市 場

上述の通り、パラグアイ農産物は、度々市場に関して重大な困難を持つた。然しながら現在、パラグアイ国が、パラグアイ製造品に対し、優先待遇及び農産物に対して特別待遇を規定しているラテン・アメリカの自由貿易協会の構成員となつてゐるの事実は、パラグアイ生産者に対して市場性を昂めるものと思われる。パラグアイ国は、この条約を批准した最初の国で、他の調印国とともに1962年1月1日より、この新制度により、その交易を開始した。

3. 土地の保有

パラグアイ国政府は、現在占有者として類別されている農民に、地券を下付することに努めている。この5ヶ年が終了するに当り、25,000人の占有者が、その占有する土地の地券を有する地主に変ることとなる。この期間中、パラグアイ国政府は新しい地帯に、多数の占有地を定着する企画を有して居り、これら占有者は年間1,000人の割で定着させ得ると計算される。このことは、5ヶ年間に5,000人となる。この様にして、5ヶ年経過後約30,000人の農民がその働く土地の所有者となるものと期待される。

上記の可能な生産の計算をなすに当たり農業に開放される追加地帯を考慮に入れた。恐らくこれらの全部が農地改革計画の与える社会的及び政治的利益となるものと思われる。

